

○山元町空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱

令和2年3月19日告示第19号

改正

令和4年3月31日告示第49号

令和7年3月27日告示第28号

令和7年11月14日告示第81号

山元町空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山元町における空き家を有効活用することにより、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家の売却又は賃貸をしようとする所有者等が行う空き家内の家財処分に要する経費に対し、予算の範囲内において山元町空き家家財道具等処分支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山元町補助金等交付規則（平成4年山元町規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に定めるものうち、本町の区域内に所在する専ら居住の用に供される一戸建ての住宅をいい、集合住宅及び居住部分の面積割合が2分の1に満たない店舗併用住宅を除くものとする。
- (2) 家財処分 空き家に残置された家財道具等の運搬及び処分、室内的清掃、敷地内の雑草雜木の除去その他を業者に委託して実施することをいう。ただし、店舗併用住宅においては店舗部分に供されていた部分についての家財道具等の処分を除くものとする。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権を有する者又は空き家の売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。

(対象となる空き家)

第3条 補助の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の用に供するために建築又は取得したものでないこと。
- (2) 補助金の交付申請時において、居住その他の使用がされていないこと。
- (3) 当該空き家に3親等内の親族を居住させる予定がないこと。

(対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、山元町空き家バンク実施要綱

(令和7年山元町告示第80号)に基づく山元町空き家バンクに空き家を登録し、又は宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者と空き家に係る媒介契約を締結して、当該空き家を第三者に売買又は賃貸しようとする所有者等とする。

- 2 前項の所有者等は、この要綱における補助金の交付を受けた日から起算して2年以上空き家の登録又は媒介契約を継続しなければならない。ただし、2年を迎える日までに第三者との売買又は賃貸が成立した場合及び町長が特別な事情があると認めた場合については、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。
 - (1) 所有者等が、山元町行政サービス制限実施要綱(平成21年山元町告示第15号。以下「実施要綱」という。)第2条に定める公共料金の滞納者(所有者等が山元町外の者の場合は、申請日の属する前年度において納付すべき市町村民税等の滞納者を含む。)である場合。
 - (2) 所有者等又は所有者等と同一の世帯に属する者が、山元町暴力団排除条例(平成25年山元町条例第12号)第2条に規定する暴力団員等である場合。
 - (3) その他町長が適当でないと認めた場合。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、前条の対象者が実施する空き家の家財処分のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第9条に規定する補助金の交付決定の後に行う事業であること。
 - (2) 補助金の交付決定と同一の年度内に完了する事業であること。
- 2 前項の対象事業については、同一の空き家に対して1回限りとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、前条の規定による事業のうち、国、県等による補助事業の対象とならない経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 残置された家財道具等の運搬及び処分に要する経費
 - (2) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に基づく特定家庭用機器の処分に要する経費
 - (3) 空き家内の清掃に要する経費
 - (4) 敷地内の雑草雑木の除去及び処分に要する経費
 - (5) その他家財処分として町長が認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条

第4項に規定する産業廃棄物の処分に要する経費は、補助の対象としないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条第1項の規定による補助対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 山元町空き家家財道具等処分支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 山元町空き家バンク登録申請物件調査結果通知書の写し又は媒介契約書の写し
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 実施要綱第2条第1号に定める公共料金の納入状況確認同意書（申請者が山元町外者の場合は、納税証明書を含む。）
- (5) 補助対象経費に係る作業明細の分かる見積書等の写し
- (6) 家財処分前の状況写真
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、規則第4条の規定により当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、山元町空き家家財道具等処分支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の手続)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、補助対象事業に着手する前に、山元町空き家家財道具等処分支援補助金内容変更（中止）申請書（様式第4号）を速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、山元町空き家家財道具等処分支援補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日又

は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとし、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 山元町空き家家財道具等処分支援補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 家財処分後の状況写真
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、規則第13条の規定により当該書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、山元町空き家家財道具等処分支援補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

3 前項の確定通知書を受けた補助事業者は、山元町空き家家財道具等処分支援補助金交付請求書（様式第8号）により町長に補助金を請求するものとする。

（交付の決定又は額の確定の取消し）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定又は額の確定を取り消すことができる。

- (1) 第3条から第6条までに規定する補助対象となる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の額の確定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（山元町行政サービス制限実施要綱の一部改正）

2 山元町行政サービス制限実施要綱(平成21年山元町告示第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2空き家等活用情報提供の項の次に次のように加える。

空き家家財道具等処分支援補助金	子育て定住推進課
-----------------	----------

附 則 (令和4年3月31日告示第49号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月27日告示第28号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年11月14日告示第81号)

この告示は、令和8年2月1日から施行する。